

京都市告示第468号

地方税法第20条の5の2及び京都市市税条例第6条第3項の規定に基づき、同法等に基づく申告等（同法又は同条例に定める申告、申請、請求その他書類の提出（不服申立てに関するものを除く。）又は納付若しくは納入に関する行為をいう。）の期限の延長（平成30年10月29日京都市告示第378号）において別途市長が定めることとされている期日については、その期限が平成30年9月6日から平成31年1月30日までの間に到来するものについて、平成31年1月31日とします。

平成30年12月19日

京都市長 門川 大作

(行財政局税務部税制課)